

国際課税委員会（第81回）の概要

文責 森信茂樹

10月28日、PWC パートナーの佐々木浩さんから、「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」（日本租税研究協会報告書）に関する話を伺い議論しました。資料は別添です。

報告内容は以下の通りです。

1、外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）というのは、内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社を通じて国際取引を行うことによって、わが国での課税を免れる事態が生じ得るが、そのような租税回避行為に対処するため、租税負担割合20%以下の軽課税国に本店を有する外国子会社の所得相当額を、内国法人等の所得とみなして合算課税する税制である。ただし、外国子会社が独立企業としての実体を備え、本店所在地国において事業活動を行うことについて十分な経済合理性を有するなど、適用除外基準を満たす事業年度は、合算課税は行わない。

2、問題は、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定する場合の租税負担割合の算定における分母の金額（所得の金額）をどう計算するのかという点である。租税負担割合の算定に関する規定の趣旨は、本邦法人の租税負担割合に比して外国関係会社の租税負担割合が著しく低いかどうかを判定しようとするものであるということから考えると、我が国の税法（基本的な課税の仕組み）に照らして、本店所在地国における課税上の措置・取扱いが一般に非課税所得と認識されるものかどうか、という視点に立って判断するのが妥当であり、法の趣旨にも合致する。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。